

法務省政策評価有識者会議（第77回）議事要旨

1. 日 時

令和7年9月9日（火）～10月3日（金）

2. 場 所

持ち回り審議による

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
猪 熊 律 子	読売新聞東京本社編集委員室
(座長) 小 川 恵 司	弁護士
堀 田 聰 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部特任教授
横 田 韶 子	株式会社コラボラボ代表取締役

4. 議 題

- (1) 令和7年度事前評価実施結果報告書（案）について
- (2) 令和7年度事後評価実施結果報告書（案）について
- (3) 規制の事前評価書（案）について
- (4) 令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定（案）について

5. 概 要

議題(1)～(4)について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

令和7年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	外国人による犯罪に関する研究	宮園委員	p.8 令和6年には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」の在留資格が創設されたことで、今後より一層多くの外国人が来日し、中長期在留資格で在留することとなり、これに伴い、外国人による犯罪の検挙件数の増加が懸念される	外国人が来日し、在留者が増えると犯罪の検挙件数が増えるという記述は短絡的であり、いかがなものが「母数が増えると検挙件数も増える」という趣旨とは思われるが。人材不足を解消しようとする実習制度が導入されたものの、技能実習生が置かれている過酷な状況が犯罪を引き起こしているのではないかということから、制度の見直しが行われ育成就労制度が創設されたのであることを考えるこの書き方は問題ではないか。「ひいては、外国人に対する偏見や不当な差別等をなくし、外国人との共生社会を実現するために必要となる施策にも資する資料(10頁)があるが、左の記述はこれとも矛盾するように思われる。犯罪を犯してしまった外国人犯罪者の背景を探ることは必要であり、客観的なビデイングを示すことにより、偏見や不当な差別をなくすにつながり、共生社会の実現のために必要となる施策に資するものとなるという趣旨は理解でき、調査自体を否定するものではないが、検討をお願いしたい。」	御指摘の表現については、来日外国人等(母数)が増えると、検挙件数が増加しうることを記したものです。委員も御指摘のとおり、出入国在留管理制度の改正等があったことも踏まえ、近年における外国人による犯罪の動向や実態を明らかにする必要性は高く、調査対象外国人の在留資格を始め、各種の属性を調査することにより、我が国で犯罪を犯した外国人の実態を把握し、今後の外国人による犯罪への対策や外国人犯罪者の処遇の在り方等の検討に当たり、共生社会の実現に資する基礎資料についても提供したいと存じます。
2	外国人による犯罪に関する研究	横田委員	p.19 事前評価結果表 必要性	調査の必要性が極めて高い点については、強く同意する。参考に記載のとおり、本件は共生社会を目指す上で重要な位置づけを有しており、不当な差別や偏見を助長しない觀点を極めて重要である。近時、外国人に対する国民の見方が一部において厳しさを増している傾向が見受けられるところから、調査結果の公表や関連会議における資料としての活用に際しては、多角かつ丁寧な検討を行い、意図せぬ悪用を招くことのないよう、十分に留意されたい。	御指摘のとおり、外国人との共生社会を目指す上で、不当な差別や偏見をこそさら助長するものとならないよう、客観的なデータを用いて分析を行い、調査を進めて参ります。後段について、研究評価検査委員会では、調査対象の決定に際し、具体的調査項目・調査対象者を更に検討すべきことを、研究の実施体制・手法に關し、調査計画を更に検討すべきことを御指摘されています。調査項目については、先行研究を精査し調査作業を成した上、Pレポートを実施するなどして適切な内容となるよう対応する方針です。また、調査対象者については、来日外国人以外の外国人も広く調査対象とすべく検討しています。さらに、研究計画については、前記のとおり先行研究を精査することはもちろん、当部において同計画を検討した上、調査開始前等の各段階で有識者から助言を受けるなどし、適切な計画に基づく研究とする予定です。
3	外国人による犯罪に関する研究	猪熊委員	全般	上記を踏まえた上で、いくつか気づいた点を列記したい。①外国人バンディングなどが叫ばれる折、調査研究は、可能な限り、客観データが盛り込まれることを希望する。報告書などを書く際も、特定箇所を取りられないよう、説明を十分尽くす書き方の工夫が求められる②ニーズの高い介護分野での犯罪例や犯罪特性を知りたい③犯罪動機だけでなく、その後の更生の状況などを調査研究に含まれるのか。再犯防止に役立つようであれば、その点の考慮も必要と思われる。	①については、御指摘を踏まえ適切に対応して参ります。②については、犯行場所や被害者の属性等を限定することなく広く外国人の犯罪を対象とすることにより可能な限り対応して参ります。③については、再犯を含む判決確定後の状況につき、出入国在留管理局からデータを入手するなどし、できる限り明らかにする予定であり、再犯防止に役立つ研究となるよう努めます。
4	外国人による犯罪に関する研究	井上委員	全般	必要な研究だと思われます。調査対象の設定を適切に実施するとともに、調査計画を更に検討し、初期の目的を達成する研究にしていただきたい。	前記2記載のとおり、調査対象・調査計画を適切に検討、設定し、外国人による犯罪の実態に迫る研究として参ります。
5	外国人による犯罪に関する研究	石谷委員	全般	あくまでも参考意見ですが、外国人による犯罪については、SNSで実感などのどうかわからずな内容が流布される傾向があります。それがダメであるかどうかはどうでもいいのですが、そのダメと反応、それをメディアが取り上げることで、世論への影響はあります。つきましては、その研究内容については、施策に影響するところだけではなく、メディアにも参照されるべきものだと思われ、その対策もおおくものだと考えられます。	御指摘のとおり、本研究については、客観的なデータに基づいて結果が示されることが重要であると考えておおり、その結果はより多くの方に参考していただきることが重要であると考えております。我が国における、外国人との共生社会を築く上の基礎資料となるべく、データの見せ方などに配慮をして参ります。
6	外国人による犯罪に関する研究	朝日委員	p.15 (7)ア評価の観点	「当該研究の成果物」とは、分析結果のみを指すのでしょうか。「又は、大学での研究その他の場で広く利用されること」のためには、匿名性等の処理の上で、個票データの利用が可能になると、EBPMIに資する分析手法の適用も可能となり、評価の波及的価値が大きく増すものと思われます。データの利用範囲について研究倫理上の対応は必要かと思いますが、成果物として研究プロセスにおけるデータも含まれる、あるいはそのための検討がなされるるか有用かと思います。	事件記録を用いた調査については、個人情報の保護に十分配慮しながら実施することとし、調査した結果については分かりやすい図表を作成してお示しをし、個人が特定できてしまうにはならないよう努めたいと存じます。個票データについては、本研究の成果物として公表できるものであるかどうか、個人情報保護の観点から、また、データ量の観点から、可能かどうか検討して参ります。
7	浜松拘置支所新営工事	猪熊委員	全般	老朽化に伴う施設整備の必要性は十分理解できる。その上で、く社会性-地域性への評価がC評価である意味をもう少し掘り下げて知りたい。改善の余地があるのかどうかについても知りたいと感じた。さらに、これは当該施設に限った話ではないが、拘禁室も始まった折、今後の刑事施設は、地域や社会への開放性(地域に開かれたものになっているか)や、テクノロジーの活用(AIなどテクノロジーの進化に生かした施設となっているか)が問われてくる。数十年に一度の改修時期に、そうした観点から、事業が計画・検討されているのかどうかを知りたく思った。	本項目については、地域との連携、跡地の有効活用、地域性のある材料の使用等において、一般的に行われる取組に加えて、其に特筆して行われる取組があった場合に評価される項目であり、設計着手前の現段階で確実に採用できる項目がないことから評価をしていないものの、今後、建物を整備していく中で、御指摘いただいた項目が採用できた際に事後評価で評価することとします。
8	浜松拘置支所新営工事	朝日委員	p.21 2. (1)課題・ニーズ	旧耐震基準制定前の建物ということで、耐震安全性が確保されていない状況が長く続いていたことを鑑みると、ニーズの妥当性に異存はありません。一方、もと早くこの状況が改善できなかつたのかという観点から、他の所管施設の耐震・老朽化の程度や、それに比して、どのように優先度が判断されているのか、という点を教えていただければ幸いです。	浜松拘置支所については、旧耐震基準制定前の建物であることに加え、地域柄、塩害による劣化が著しいことから、早急な整備が必要であるものの、限られた予算事情の中で、他の施設と比較考量してきた結果、今年度、整備するという判断に至ったものです。
9	浜松拘置支所新営工事	朝日委員	p.22 イ. 付加機能(B2)の評価	(ア)の防災性について、近年および今後の気候変動による水害の激甚化を踏まえた場合、内水氾濫など治水関連の対応の必要性はないのでしょうか。(イ)の環境保全性または(ウ)の地域性について、公共施設一般に求められることが増えている、自治体の緑化義務への対応などは特にないのでしょうか。	ハザードマップなどの地域情報を参考としてはいますが、現段階ではそれ以上の治水関連の特別な対策は施していません。しかしながら、御指摘を踏まえ、今後の気候変動等を注視し、対応の必要性は引き続き検討して参ります。自治体の緑化義務については、対応しております。

令和7年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	小川委員	p.42 今後の方向性	受講者アンケートも一定の意味があるが、受講者が累積して増える近い将来には、実際に検査において、DF技術がどれくらい使われたかを検証することが必要だと思います。それにより研修の成果が国民に還元された評価ができるのではないかでしょうか。	御意見をいただきありがとうございます。 DF研修の効果を検証する方策については、引き続き検討を行って参ります。
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	井上委員	p.42	「検察庁の検査・公判能力の更なる向上のための循環モデル」は極めて重要な考え方であると思う。今後もこのモデルをしっかりと構築し、人材育成に努められたい。	御意見をいただきありがとうございます。 今後とも、検察庁におけるDF人材の育成に努めて参ります。
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	p.42 課題への対応と今後の方向性	DF研修の体系化が必要ではないか。段階的なカリキュラムの構築、そして、初期研修修了者からエキスパート研修を終了した者がどの程度、どの部署に何人くらい必要か、研究内容を維持するために何年毎二件集が必要かといったことを明らかにしていくことが必要ではないか、それによって予算化を要求していくことも可能になるのではないか。	御意見をいただきありがとうございます。 いただいた御意見も踏まえつつ、検察庁におけるDFの知識・技能を持つ人材の育成方法について不断の検討を行って参ります。
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	石谷委員	全般	参考意見ですが、AI関連のことを今後内容に盛り込んで欲しいです。現在、日進月歩で進化しているAIなので、まずは触れるところから始めるというレベルでも問題ありません。	御意見をいただきありがとうございます。 検査・公判におけるAIの活用については、今後も検討が必要な事項であると認識しており、いただいた御意見も踏まえつつ、DF研修の内容について不断の検討を行って参ります。
5	国の利害に関する争訟の適正・迅速な処理	宮園委員	p.48～p.49	48頁の狙いと指標との関係がよくわからず、アウトカム（長期化傾向の改善）との因果関係がよくわかりません（私の理解不足と思われます）。	民事裁判のデジタル化に対応し、弁論準備手続等へのウェブ参加を増やしたこと、移動時間の削減や柔軟な日程調整が可能となり、訴訟の処理件数が増加、その結果、平均審理期間の長期化傾向の改善につながったと考えております。 他方、複雑・困難な重要大型事件の係属件数については、デジタル化による迅速化効果を縮減する要因として記載したものです。
6	国の利害に関する争訟の適正・迅速な処理	小川委員	p.58 今後の方向性、裁判の迅速化への対応	デジタルを駆使することも重要ですが、本質的には、国側が書面を提出することとなる次回期までの日数となるべく短くするような工夫があるといつと思いました。原告が書面を提出するタームと被告国が書面を提出するタームの期間比較をして、国側の書面提出が長すぎないよう（もちろん、内容によっては相当の時間がかかる場合もあります）配慮することも担当者の意識として大事ではないかと思います。	御指摘のとおり、担当者が訴訟の迅速化に向けた意識を持つことは重要であり、研修等を通じて繰り返し意識付けてを行うとともに、迅速化を実現するための環境整備を進めてまいりたいと考えております。書面提出に要した期間の比較につきましては、どのような形で把握が可能か、検討して参ります。
7	国の利害に関する争訟の適正・迅速な処理	井上委員	p.58	予防司法支援の充実は極めて重要なポイントであると思う。今後更に的確に対応した支援に努められたい。	引き続き、利用行政機関の問題意識やニーズに的確に対応した質の高い予防司法支援を目指し、取組を進めて参ります。
8	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	横田委員	p.75 成果物について	本調査結果は極めて有用であり、時代の変化に伴う傾向の変化が具体的に示されている点も大変興味深い。既に省内閣部局や大学研究者等への共有が進められているものの、直接的に関与する関係者（保護司など）に対しては、部局を通じて丁寧な周知をお願いしたい。加えて、本調査は教育分野、地域行政、福祉等とも広く関連する点が認められることから、法務省内にとどまらず、関係行政機関を広く視野に入れた共有を期待する。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪白書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、各矯正管区や各更生保護委員会を対象とした犯罪白書説明会を各地で実施しました。実施した研究の成果については、関係者や関係行政機関等に広く利用していただるために、今後も、積極的に広報等を行い、周知して参ります。
9	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	猪熊委員	全般	このような調査・研究は定期的な継続実施をする価値があるのではないかと感じた。親の状況調査も必要と思われるし、少年への教育として、社会に出てすぐに必要となる労働・雇用教育や、社会保障教育の実施に関する検討も必要だと考えられるためである。	法務総合研究所では、平成2年から令和3年までの間、5回にわたり、少年鑑別所入所者等に対する生活意識と価値観に関する特別調査を実施しており、さらに、本研究において、非行少年の主觀面の形成に影響を与えていたる視点等も参考にさせていただきながら、引き続き、非行少年の特性を明らかにするための調査研究の在り方について検討して参ります。
10	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	井上委員	p.83	「非行少年と成育環境(子供の貧困)に関する研究」結果を今後の施策に生かしていただきたい。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪白書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、各矯正管区や各更生保護委員会を対象とした犯罪白書説明会を各地で実施しました。実施した研究の成果については、関係者や関係行政機関等に広く利用していただるために、今後も、積極的に広報等を行い、周知して参ります。
11	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	石谷委員	全般	白書のようなものは、今後AIが利用しやすい形で提供することを求めるケースもあると想像できるので、文書だけではなく、一般的なデータ形式で提供することも検討して欲しい。	本調査結果については、令和5年版犯罪白書第7編「非行少年と成育環境」において掲載した図表データを、エクセルデータとして法務省のHP上で公開しています。 (https://www.moj.go.jp/housouken/house_hakusho2.html)。
12	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	p.88 3. (3)有効性(B2)防災性	(ア)の防災性について、近年および今後の気候変動による水害の激甚化を踏まえた場合、内水氾濫など治水関連の対応の必要性はないのでしょうか。	p.90「事業計画の効果(B2)に関する評価指標【福岡第2法務総合庁舎】」に記載のとおり、止水板や電気室をGL以上に設置することで対応を行っております。

規制の事前評価書(案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	p.3 4利害関係者からの意見聴取	「参加者の抽出又は収集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている」とのことですが、遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない、の回答ではなく、アンケートを実施した理由はなんでしょうか。また、どのようなアンケート調査でしょうか。	1号観察終了者及び在宅全部4号観察終了者(以下「対象者」という。)に対する保護は、これまで更生保護事業法上の事業の対象となつていなかったことから、同法の改正により更生保護事業者に影響が生じる可能性を考慮し、対象者の保護の実態及び規制対象となる法人の意見を内容とするアンケート調査を実施したものです。

令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画(改訂案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	小川委員	p.11 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組のうち、有為な放送人材の確保に向けた取組	対象世代ごと、高校生、大学生、法科大学院生など属性ごとに訴求の仕方に違いがあると思います。法学部に進学する者が中期的には減っている傾向もあり、より若年層をターゲットとする施策も必要ではないかと思います。	御指摘の点に関して、法務省では、法曹の情報発信に関する取組として、法曹有資格者の様々な活躍の場を記載したリーフレットを作成し、高校生以上のみならず、小・中学生を対象として、省内や関係機関のイベントを通じて配布するなどしております。また、本年6月には、若年層や法曹志望者に対して法曹の魅力に関する情報発信等を行うとともに、世代を問わず広く社会に対して情報提供を行うことにより、更なる法曹志望者の増加を図ることを目的として、法曹に関するポータルサイトを公開しております。 今後も、委員御指摘の点も踏まえ、情報発信の取組や効果的な情報発信の在り方につきまして、引き続き検討を行うとともに、上記ポータルサイトの内容拡充に努めてまいります。
2	横田委員	p.13 法教育の活動指標	デジタル化の進捗状況についてお伺いしたい。もし既に実施されている場合には、教員向けセミナーや出前授業の指標について、対面とデジタル提供を分けて記載いただくことも有用ではないかと考える。	デジタル化を推進させることは法教育において重要な課題と認識しておりますが、当省においても、かねてより積極的に取り組んでいるところです。 たとえば、お尋ねの法教育セミナーについては、令和4年度以降、会場参加とオンライン配信による視聴参加のハイブリッド方式で開催しているところ、オンデマンド配信も好評であり、同方法による参加者は年々増加しております。 また、出前授業についても、遠方の地域や実施時間等の都合から、対面授業よりもオンライン授業の方が教員の負担軽減や効率的な授業の実施に資する場合もあるため、個々の授業ごとにいずれの方法によるか、各実施機関において依頼者と調整して実施しているものと承知しております。 とともに、出前授業は、法務省所管の多くの機関で実施しているため、対面実施かオンライン実施など各授業の詳細な実施方法等について網羅的に把握ができるおらず、これらを分けて記載することは現時点では困難です。 今般、委員からいただきました御指摘につきましては、詳細な実施方法の把握可否や把握方法等を含めて、今後検討して参りたいと考えております。
3	宮園委員	p.13 施策群1	アウトプット(教員の負担の軽減、スキルの向上)が推進協議会の開催回数、出前授業の実施状況ではかれるのかが疑問。	法律専門家等が教育現場に赴き、その法的素养を活かした出前授業を教員と連携して実施することは、必ずしも法的知識が豊富ではない教員の負担軽減に資するのみでなく、生徒に対しより実践的に法や司法制度、これらの基礎になつている価値を理解させ、法的なもの考え方を身に付けさせる方法の一例を体験できるという観点において、教員の知識・スキルの向上にも資するものです。したがって、出前授業の実施回数は、教員の負担軽減や知識・スキルの向上という目標の達成状況を量るひとつの指標といえます。 また、法教育推進協議会においては、法教育や教育現場の実情に深い知識を有する同協議会委員が、我が国の教育現場において法教育を浸透、推進させるためにはどのような方策が必要かということや、充実した法教育を実現させるため、その担い手である教員に必要な知識・スキルを習得してもらうことと、教員の負担軽減を両立するためにはどのような支援が必要なかということなどにつき議論、検討しております。その結果は、法務省における法教育施策に反映されるとともに、広く世間に公表されることで、教育現場にもフィードバックされており、こちらも、教員の負担軽減やその知識・スキルの向上という目標の達成状況を量るひとつの指標といえます。
4	小川委員	p.15 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	理念は同意しますが、ADRの事業自体が採算性が取れず、どうしても事業団体の主催するものに頼らざるを得ない面があるかと思います。また、ユーザーに対しても認知が低いため、広がりにくい問題があります。分かりやすい広報が望まれます。	御指摘の採算性の点に関しましては、近年、認証ADR・ODRの利用件数は増加傾向にあり、この傾向が続くよう、今後も認証ADR・ODRの利用促進に向けた取組を継続してまいります。また、御指摘の広報の点に関しましては、関係機関にも御協力いただきながら、ユーザーにとって分かりやすい広報に努めて参ります。
5	小川委員	p.19 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	質問です。わが国の法制度に対する海外ユーザーからの信頼や認知度が不十分な点について、どのようなイベントを行うのでしょうか。	海外で開催される国際仲裁・調停に関するイベントにおいて、国際水準を備えた我が国の仲裁・調停に関する法制度の内容や、我が国の国際仲裁及び我が国を拠点とする商事仲裁機関の魅力等を発信するセミナー等を開催しています。
6	横田委員	p.21 国際仲裁の活動指標	講義実施にあたり、若年層向けについては実施回数のみが記載され、受講者数が示されていない点についてご教示いただければ幸いである。受講者数が難しい場合には、大学数など広がりを把握できる指標をご検討いただけると有用と考える。加えて、教育手法におけるデジタルツール活用の検討状況についてもお伺いしたい。	国際仲裁の利用拡大を図る基盤となる人材を育成するためには、大学や法科大学院において講義を実施していくことが重要と考え、その実施回数を活動指標としています。御提案いただいた大学数を指標することについては、実施回数とほぼ同程度ですが、1つの大学において複数のプログラムを開催する場合も考えられることから、実施回数を指標としています。なお、受講者数については、若年層における国際仲裁に関わる人材の裾野拡大を測る指標として、活動目標ではなく、成果目標としています。 教育手法におけるデジタルツールの活用については、御協力いただく大学や法科大学院の講義手法に従うこととなるため、協力先とも協議の上、対応して参ります。
7	横田委員	p.45 民事行政の円滑化 活動指標	デジタル化については定性指標にとどまっている部分がある。利便性の向上を把握する観点から、デジタル完結の割合など、定量的な指標による把握をお願いしたい。	商業登記電子証明書は、他府県庁・地方自治体の行政手続や会社・法人の間の取引に広く用いられていることから、利用件数等の把握が難しいため、会社・法人の本人確認におけるデジタル完結の割合等を定量的な指標でお示しすることは現時点において困難です。現在、新たな電子署名の方式の導入に向けたシステム開発等を進めているところであります、その取組等の中で、商業登記電子証明書を用いた各種手続におけるデジタル完結の状況の定量的な把握が可能かどうか、引き続き検討して参ります。
8	小川委員	p.48 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	ビジネスと人権が近年スポットライトを浴びて社会の関心事になっていることから、いじめや共生社会と並ぶテーマとして掲げてほしいと思います。	御意見を踏まえ、課題の記載を、「○インターネット上の人権侵害など新たな問題 ○「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり」に改めます。
9	朝日委員	p.28の5「責務」及びp.35の6「責務」について	これらの項目について、ロジックモデル上、他の項目では「課題」となっているところ、「責務」としている理由はなんでしょうか。ロジックモデルの要素としては、他と同じく「責務」に対する現状の「課題」の抽出があったほうがわかりやすいのですが、政策の性質(実施など)上の理由でしょうか。	令和5年3月30日付け「法務省政策評価に関する基本計画」の決定に伴い、各局部課の所管する施策全般が施策評価の対象となつたことから、矯正局及び保護局においても、ロジックモデルを一体的に見直すこととなりました。 一方、委員のおっしゃる通り、両局の施策が対象する範囲が多岐に渡っておりますが、各施策に対応させて「課題」を列挙することが困難であったことから、「責務」と言い換えた上で、各施策に共通する事項を記載することとしております。
10	宮園委員	p.25 施策群2	研修の実施回数や参加人数、パンフレットの作成状況、研修に参加したアンケートといった指標で、研修内容が被害者のニーズに沿ったものであるかの検証ができるのか。	研修については、過去の事例等を踏まえ、犯罪被害者等のニーズに沿った対応を習得できるよう、内容の検討を行っております。また、パンフレットについては、犯罪被害者等が抱える様々なニーズに沿った情報を提供できるよう、犯罪被害者等への支援制度を幅広く紹介する内容としております。今後も、捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされるよう、研修やパンフレットの内容について、引き続き不断の見直しを行ってまいります。

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
11	宮園委員	p.29以下	第二次再犯防止推進計画(2023年3月17日閣議決定)では、女性受刑者が抱える特有の課題に即した支援体制強化が明確に提言され、国の重点課題と位置づけられており、国際的な潮流からも、Gender-Responsiveな処遇が進展しているなか、ジェンダー統計がないのはなぜか。	現状でも女性受刑者が抱える特有の事情に応じた処遇を行っており、ジェンダーに特化した統計の実施は限定的であるものの、各種施策を検討するに当たっては、必要に応じて、適切なニーズ調査が行われています。また、こうした調査は、プライバシーへの配慮の観点から、必ずしも効果検証のための公表に適ないものもあります。 ジェンダー統計を活用することは政策効果を検証する上で、有効な点も多いと思われますので、引き続き、測定指標のあり方については慎重に検討してまいります。
12	宮園委員	p.29以下	2025年6月より拘禁刑が導入されており、従来の懲役・禁錮受刑者とは分けて整理すべきではないか。	御指摘については、従来の懲役・禁錮受刑者と分けて整理することを検討して参ります。
13	宮園委員	p.29以下	再犯防止の観点からは、特別改善指導、特定生活指導を受講した者が再び刑務所・少年院に入所した数も明らかにすることも必要ではないか(令和2年から令和6年の各年ににおける刑事施設出所者について、刑事施設において特別改善指導、教科指導を受講した者の2年未満再犯率(刑事情報連携データベースシステム(SCRP)の簡易画面による算出数値)この調査がこれにあたるのか。)。	再入所数とお示しの調査データは同一ではないものの、委員の御指摘を踏まえつつ、特別改善指導・特定生活指導に関する指標について、今後検討してまいります。
14	宮園委員	p.29以下	各調査項目の相関をみることができるようにはならないか。	委員の御指摘を踏まえ、今後検討を進めて参ります。
15	宮園委員	p.29以下	再犯防止推進会議、推進計画による各地方自治体との連携のあり方についての調査項目があつてもよいのではないか。	いただいた御指摘については、再犯防止推進白書において、地方公共団体による再犯の防止等に向けた取組の支援などの数値を公表しているところですが、引き続き、地方自治体の再犯防止等を担当する部署と連携して取り組んでまいります。
16	宮園委員	p.29以下	LGBTQに関する統計がないのはなぜか。	LGBTQについては、その認識が社会的に広がっているところですが、性自認や性的指向を刑事施設に明らかにすることを必ずしも望まない者もいる中で、各種の施策を実施するにあたり、公表を前提に、一律的な統計的手法による調査を行うことについては、被収容者のプライバシーへの配慮の観点から、慎重な検討が必要であると考えます。 刑事施設において、多様性を認めた上での施策あり方やその効果の測定については、社会情勢等の変化を踏まえ、慎重に検討して参ります。
17	宮園委員	p.36以下	項目11と同様ジェンダー統計がないのはなぜか。	ジェンダーの視点の必要性については、当局においてもその重要性を認識しており、例えば、女性を受け入れる更生保護施設においてその特性に配慮した指導や支援を実施したり、保護観察所で実施する薬物再乱用防止プログラムに女性に特化した課程を設けたりするなどしています。これらの取組は、政策パッケージやロジックモデル上は「対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施」等として位置付けられておりますが、御指摘を踏まえ、男女別の統計を付属表の活動目標・成果目標にどのように位置付け、政策評価を行つかについては、引き続き検討させていただきたく存じます。
18	宮園委員	p.37	保護司の性別、協力雇用主について、性別、女性出所者を受け入れている協力雇用主数、その業種等についてもジェンダーの観点からの検討が必要ではないか。なぜなら、女性と男性の保護要因は異なるから、再犯防止の観点から検討が必要なデータと思われる。	保護司については、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書においても女性保護司の割合の増加が課題として盛り込まれており、多様な保護司の確保に向けて取組を進めております。また、協力雇用主についても、女性が就業しやすい職種を含め、多様な業種の確保に努めています。No.17と同様、男女別の統計を付属表の活動目標・成果目標にどのように位置付け、評価することが可能であるかは、引き続き検討させていただきたく存じます。
19	宮園委員	p.38	施策群5に關してもジェンダー統計必要。	No.17と同様、男女別の統計を付属表の活動目標・成果目標にどのように位置付け、評価することが可能であるかは、引き続き検討させていただきたく存じます。